

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

垂井町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

岐阜県 垂井町長

公表日

令和3年8月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)、垂井町介護保険条例(平成12年垂井町条例第2号)等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①介護保険資格に関する事務 住民基本台帳の情報に基づき、資格取得、喪失等を管理する。 ②介護保険料の賦課に関する事務 住民税情報や生活保護受給有無、減免等の情報により年間保険料を算出し賦課する。 ③介護保険料の収納に関する事務 介護保険の収納状況の管理を行う。 ④介護保険の認定に関する事務 被保険者からの要介護認定の申請に基づき、認定審査会により要介護認定を行う。 ⑤介護保険の給付に関する事務 被保険者からの申請により、高額介護サービス費等の支給を行う。 ※上記⑤の業務のうち一部を国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に「保険者事務共同処理事務」として委託をしており、当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 番号法別表第二に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報連携に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト(国保連合会)

2. 特定個人情報ファイル名

被保険者台帳ファイル、賦課情報ファイル、受給情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項及び別表第一の68の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第50条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第8号及び別表第二の1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、109、117の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第2条、第3条、第5条、第6条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条及び第55条の2 2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第8号及び別表第二の93、94の項 (2) 別表第二省令 第46条及び第47条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	①健康福祉課(資格・認定・給付)、②税務課(賦課・収納)
②所属長の役職名	①健康福祉課長、②税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. ②所属長 ②	課長 中村 桂	課長 木下 誠司	事後	所属長異動による変更
平成28年9月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 1 情報提供の根拠 (1)番号法	第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条及び第47条	第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、109、117の項 第2条、第3条、第5条、第6条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条及び第55条の2	事前	
平成29年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		【※上記⑤の業務のうち一部を国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に「保険者事務共同処理事務」として委託をしており、当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には「訂正連絡票)」を提供している。】を追加	事後	厚生労働省から、国保連合会に委託している事務に係る特定個人情報保護評価についての指針が示されたため
平成29年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		【、伝送通信ソフト(国保連合会)】を追加	事後	厚生労働省から、国保連合会に委託している事務に係る特定個人情報保護評価についての指針が示されたため
平成30年4月1日	I 関連情報 5. ②所属長 ①	課長 片岡 兼男	課長 藤塚 康孝	事前	所属長異動による変更
平成30年4月1日	I 関連情報 5. ②所属長 ②	課長 木下 誠司	課長 中嶋 努	事前	所属長異動による変更
平成31年1月23日	I 関連情報 5. ②所属長の役職名 ①	課長 藤塚 康孝	健康福祉課長	事前	様式の変更に伴う修正
平成31年1月23日	I 関連情報 5. ②所属長の役職名 ②	課長 中嶋 努	税務課長	事前	様式の変更に伴う修正
平成31年1月23日	II しいい値判断項目 1. いつ時点の計数か	平成27年6月30日時点	平成31年1月1日時点	事前	
平成31年1月23日	II しいい値判断項目 2. いつ時点の計数か	平成27年6月30日時点	平成31年1月1日時点	事前	
平成31年1月23日	IV リスク対策 1～9		様式の変更に伴いまとめて追記した。	事前	様式の変更に伴う追記
令和1年9月17日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	岐阜県不破郡垂井町1532番地の1	岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11	事後	役場庁舎移転に伴う変更
令和1年9月17日	I 関連情報 9 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 請求先	岐阜県不破郡垂井町1532番地の1	岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11	事後	役場庁舎移転に伴う変更
令和3年8月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 1 情報提供の根拠 (1)番号法	第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、109、117の項	第19条第8号及び別表第二の1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、109、117の項	事前	番号法の改正に伴う修正(令和3年9月1日施行)
令和3年8月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 1 情報照会の根拠 (1)番号法	第19条第7号及び別表第二の93、94の項	第19条第8号及び別表第二の93、94の項	事前	番号法の改正に伴う修正(令和3年9月1日施行)
令和3年8月2日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	
令和3年8月2日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	
令和6年3月15日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和6年3月15日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	